平野奈宮之所図会

五下

通村 浜合より東南の方にあり 此所に往昔大神宮の祭人住居せしが今の所より退
出して申祭と云まうす 伊勢三重の猿楽 勝田 吉王 和屋 勝田 此村にあり 和屋 一名村にありて今も申祭一座である 昔の名跡なるべし
甚曲氏社 西南の方にあり二丈八尺大樹 芝を流社と云 法水に流れて家に止
り 原彩絵せり ○天神社 菅原相の霊をあがめてこれを祀りの天神と云又
神社村 三牧橋の巽にありて松原なる 城溪へ約に松原のもとば右の方岸のよう 数株の老
あり海上に接し一本代十貫松と云今もあり
御食社 同村 祭神速秋津彦命外宮の摂社十六座の内 絵式帳に水戸御食都神社と云 若し社
○三牧橋村 川俣より天神の渡へ出る巽の方 神社へ通る路 ○小林社 川俣所の乾川原洲 祭神忌部
小林御役所 村にあり 南に丸山 村より入る 森に虎丸孔雀丸御祝倉あり
○大湊社 川俣より外宮摂社八百の内也 不詳
大湊 城溪海を渡て向にあり今一名村より祝つて小く溪る人名多く田祝つとい多
小野湊 湊なりと 小野湊 昔は海なりし 築る元百二十余丈入口あり 川より入 古名
の説なるべし ○鮫宮取清水跡 右神宮遷幸の御祝湊 水をたてまつる故紀と云
志賀屋社 大湊の西の入口 絵式帳に外宮摂社八百の内 祭神海童神
神祇本源に塩屋社と記 志賀屋社なるべし

神社村
昔ハ大津ともよ一村
なりくべしと神名帳
再考ス記せり三河
遠江の地千餘里
和漢の渡口ありて
四海九州の
往来巡りの船を
此渚より
出せ

新食社

八幡宮 大まるとの村中にあり 此所の氏子祭る事を考へに社家清原氏両宮の支配を受
ど云ふ祭を多く中て叙爵を経勢国中よりかゝる例をなく
今一色村 高城濱の西にあり此村の西より入海あり東へ向ひ東ふ折れ西へ茅の浦
二見郷をゆくりに村を出るなり大海とひらけよりなり
高城濱 神社村の西ひ二見の郷の内へ 毎年九月十三日御濱出の神事ありて外宮
今一色村の東のはまにあり
祭冠山濱 山を後を修し後潮をあひく清まる 俗に長宮濱ともいふ 此辺りは両太
神宮の御塩をとるの濱なり清浦名の居あり
お城濱 立石侍より郡中の人父母の喪の服をぬぐ時家に塩あるもとりとり
或は此濱の汐を汲て来て浴湯をするもあり
伊勢海や浪のおとしう月さえ多浪風ひかきあり丸濱萩 荒木田延幹
清浦 此村より今一色村の辺にいたる 汐見ぬ名のりそや橋の長やひろりんや
この磯辺にいたる 俗に馬乗に伊勢の海のきよ見ぬ清の浦見よ名のりそや橋の長やひろりんや
さう立石侍より出る 又後撰集 おやけのつかひ伊勢国にまかりすぐ
かりやすてきて比をうとらば結りなれば 人をうる心のくまきこゝろてきよ見ぬ清を
いでゝ見ん 少将内侍 ○清き清浦を繋ぎてい對馬竹島浦をよみうり
御塩殿 立石茶屋所の西へ 両宮御饌の料とする塩を焼て納る所 殿の後の御塩倉

あり 両宮東西御宝殿を摸して造り祭神の御名を書て
名所あり
元宮 或は両宮御殿所なり二見の地を神みく堅固社なり又大国
玉社なり或は大国主命なり 毎月御塩を焼式
日月この所なり
芝摩国侍より此御塩を出すなりとぞ
名寄
二見の浦 神宮の御塩殿 或は浪のかけあり
立石濱 江村人家の西の浦 ○海中に石あり波速をとりて 此石の藻と湯
塩離れき場 この二つの石三ツ石三石侍より
醍醐て沐浴し汚を洗ふ元と安塩と云 夫木
さう侍地に立石侍の白浪いのきあるもかるるる
山田の浦 俗に海人系宮ぜんと物 西行
後鳥羽院 むかし人系宮ぜんと物 ぬれば宮中よりぞ
三狐神 立石濱の西にあり 此辺を
二見浦 此辺をゆく 七郷の異名 七ヶ江村 三津 山田原 溝口 元
を南三郷ともいふ 内宮飯ヶ庄村 西村 出口を小三ヶ江村 出口

大湊
神境の内宇治
山田大湊濱の
ひとあつまり
人家凡
五百軒

五十鈴の清水
八日市

長明春海記
二見の浦へ出る所
小松原より中さの居あり
社へ見へ取を見る所に神供の
かゝ塩納めきる和之名所が
御塩殿とるん中云云
八王子
宮川
二見ヶ浦
山田原ヶ浦

古屋
本社
隆之屋
ヌカ倉
御塩殿

二見浦

二見の清き浦を孤屋の辺りの海岸なる岩石にて此を三石と云ふ海辺連なり三つの石あり二つ二見の名有況こゝのみも悪く弦どろんどろんの波の手やまびろくの奥と称し潮流ある所へ廻りしてやまの去いざも甚奥あり

或は三石海辺連の真玉の詳有りて遥沖の大岩岩海手にも見る岩神あり岩猴因尤も

さんぐもびかしの月本紀に海蜃と書てこの海の神を祥とゝめべし猴因尤と

ものうち変りて実に珊瑚と似る石あり

又旭と富士を見るゆ

手清泥に云ゆ

日の地下と離れと称する

間に全くゆへて素晴なる

仏絵浦ぜう

世に二見文甚とうひて

必屏風絵がけりを

若尾浦とゝ

連ぎせ扇を文甚

とゝ心がきの絵絵と

ぜうう蓮絵の色も

祝うとゝうやゝがきの絵

ゝとがゝ文湖はゝうゝの表

い絶く今一ゑ村を合て小三ゑと云ふ外宮領之山郷なりこれを七ゑとゝ
四ゑ一郷之〻を中法の領地なりて其後寛永の比今一ゑ村の長
懇訴して終に元のごとく神領となる也ゆえ此の人皆三石俸をあゝ二見と云い
誤て二見と山城と沖浪なりどゝ云ふなり

拾遠愚中

ましかぐこゝろてこれ〻〻ゆかんとれば神風清き浜の真砂の月　定家

金葉

ひとりぬるこゝのしれ来のるるいづこ〻明る曙の浦の月　源親房

系清記云これ浦の系名を又彩り都みて地人ゆ〻〻ゆきとの数よあゝ遠浦
助〻〻〻て万稼の業　烟り和〻孤島磯〻〻て百尺の巖月まてはゞて
見此浦は伝受明神とて古名明神ありと中伝へ〻う巖の荒みさまゞ〻〻こ国
〻〻〻〻沖漂浪あゝ此のゝまさる家ゆれが松の落葉に色の白い埋まて沈〻
神さびゆう俗みい実をゞ立石とゆゝ大波の浦もあゝうにをく保勢俗のゝ〻も
なるゝふるゞやら数菊の所ゆゝをゝもれが白さ砂雪紙あざやりて清さる
ゞさの名紙あゝ〻〻まゝ浪風はさゞうひく荒き浜辺の浪を神ゞろゝと山陰
遠くゆゝ〻ば入海のゝまをたづゝく江寺ゝゆ飯青の霊地はまいりぬ若ゝ〻
のゞる石橋ゝ数打ゝて漢の湾青ゝゝゝ英系拂ゝくゝるゝ後紙易
まゝ所み携ゝりて遥なる嶽みゝるをゞろゝい僧坊みゞもありゝゝゝや

ゆ行まゝど是の中は静なゝ〻ぬゝゝゝて禅徒の止住をゝさたゝりゝ已にまの
住紙の巳又字みゞゝゝ〻を焼ゝゝげず半で漁舟のかゞを史の波をやく新と
のゝゝゝ〻数中略　かの寺ゝゝ樵薪のゝゝゝ〻〻〻みゝりて眺望ゝゝゝ曲法波を演
て有ゝれ松繪みかゝるゞおゝゝ〻〻〻ゝ是やこの音ゝゝゝ〻〻ゝまゝ〻のまゝなゝゝんと
ゝゝゝ〻〻ゝ〻ゝ〻ゝゝ〻ゝゝ〻ゝ

蘊民
将来社
末社
本社
末社
末社
末社
末社
末社
末社
大夫松
沼の社
大沼
沼村

素盞嗚尊藤氏の宿と乞

玉指秘伝抄曰素盞嗚尊根の國へ下り給ふ時風雨よ若し出雲の国斐伊川の上に巨旦藤氏の兄弟有りて巨旦いと富ゆうなれども心情石仁藤氏は貧しくなれども貴き心有りてこれの御宿給やと乞給ふ藤氏は来流行の時なれば藤氏は来ると聞て門扉を閉て入れず藤氏は茅の輪を造りて茅を結ひ給へば三日よりて一村の内藤氏が家のみ滅亡し給へり

こうかくてこれ別れは孫でこそ此後疫神流行の時なれば藤氏は来ると聞て門扉を閉て入れず其禍い退くなり

教へ給ひ

今も祇園社の日に素盞嗚尊を祭る所の故なり

公の根源曰素盞嗚尊の即祇園の社

午頭天王にて天武帝天神と南海の女と娶て八王子と生せ給ひ彼風雨の時其女を連て逃給ひ出雲の南海に行く則藤民巨旦を殺し給ふ

琉球人なるべし今も琉球の名を紙来親方と名あり琉球を新宮と云ふ也沙羅太王の女と云ふ実か

琉球のうみやみ

赤女と云ふ

南海のうみ

宮も此風俗まなびて一寺の僧俗も彼路にそなひたりしを今の世迎
みよとをりしかまりとをとをとをとづりの世をみとぐまり波ろふひろひしを
の路しは彼ぬぎたるとをもあしびを 下畧
附言 毎年十一月十五日の夜より到大湊二見浦の沖汐干て鰒しく漁ぬて破松の破をを
をかろふをもありとろふとんと七汐日とつひくを國の奇觀之七里あるさなり三河の國
(歩行みくく行とろふ) 樓る五環後を浦の沿干三月朔日より三日ろ汐うまを鰒柴
早汐の海大三十日海藻刈の祈あり 肥後國を沖六月廿七月朔日のつを とをく
其愛晩朔平の日あり て雑日みをるるーされば汐もの月の海此をの羅を鰒し
興玉石 三石より八町斗沖あり 三ほひあり見人沒滿ぬ」び見人(ぎそを祈ーて れ ○鰒石○乳
母懐其外種々の石みて此辺二見石とそ和之白きい漁く石の帯多に東る里をを
江村 三石より西南八町ろあり 山をしてあり汐干い磯ぢとひまる
附言 小畠權少右源國永卿の家集に二見破却のあるよ家田花よ多り馬を出られ七月のとろ名
一歌にやぶれにしとろ二ゆ所つちの磯に教とくるぶつひ甲斐ふ〜一さ〜へもとーとて落紛れが
五を教ちとこ破もてくそこ教ちどこ
潮音山大江寺 真言宗本尊観音二王門あ 鄙の空海の書此寺基同〜土佛ど条治記
江祢社 江村の巽三町ふり 条祢長口女命大歳神祖祢宇賀神魂命三座之内宮移
社二十四座の内 俗式帳に江村の西とあ ○ 両岸に石あり 磯辺石 ○亀森 月不

松下 江村の後を都て向とし 此村の東南に町と森あり天王社座を一説神松祢社
○藤民社 一説に伊勢の天王の表を細画に記を
蒔繪松 三渡浦と江村との松原をこの金樂のあるによりて名不ともいふ
ふくしげ二見の浦の夏もびくもの紀見の見の松のもしを 大中臣 捕 弘
系治記曰 江寺より禁の浦よりて眺望小曲浦波を隔て不の松絵を画るおとし
ふれや青みさし 苔絵の松ちくんとろくど雑を向べた ゆえを波業とる仏女とくく美景を中畧
浦松似畫夕陽裏 高下 潮去潮來月淺深 光眼摩沙費苦吟 水自細流 列天心 雲晴雲起山
○蒔繪明神 江村より三町道南の林中に社あり 江祢社と同じ内宮祢樂命と此神名を唱 高下 潮去潮來月淺深 江湖風景不知今
ふるとをを
此余を治巡り熱国の上に此路の大湊を記をとへども
旅人の行を此ぬ仮りにつれてあるしい汐合より三津江村と
四ツ二見清潟宮堀大湊川清へ河れもあり又江村より舟
を借て乗掛湊とこの清くとを見とを乗羽を磯道をあるを
仮道とをを

嶼島巡覽

山水の癖と病
むに人もまゝ神亀
伊勢路にてそ見
聞るゝやえとう
ゝる名の見あて
ゝくげ見たゞひゝく
ゞ侍る又来三位の
立ゆりゝもりたえん
と詠ゞ方をのゝ
みるゝあれなる地
とそむくたけきつ
のゞゝ樟としそゝ
岌岩のゝけるゝ
なゝしてんハ
ゞちゝるを

をてくをきをりくむゝ
うゝて世の人心うゝあ
れとゞ穢崎の葉も
ちゝる肥米の茂の根の
得やをゝをるゞゝ
汐ゞゝる唐古の石ゝる
とのあゝらひのゝゝるゝのゝ
まゝ人ゝるゝ等ゝ
ゝゝざゝんや

許母利神社　松下村海添る
祭神要潟神の御霊内宮格社
十五石の一ツ

神崎山　いせ地より西ノ法師の
ゆりるる所ゆゑ名とす人
家うつる連ねおどし作りしゆ
海辺の荒地と云を
姑を神崎ゆゑ名とす

神茶神社　後式に見る国幸祭
荒潟に奥命と称す

世記曰荒茶姫命刈地を神
とゆふ山地を三見の潟潟とゆふ
六月十五日内宮の神人十人御
渡出の後式あり山田江村の里人
毛水を汲ど刈御着山大江寺の
ふり〻爲野の水之

後潟　荒潟の尾先沖へ壱丁計

生き出てる平なる大岩潟
姐板潟姐板岩御座岩と云
満潮より四尺ど六月十五日
内宮の神人十人御贄乃
海藻を立苞ふーとて久死
山苞ハ一宮田村若のうらゆふ
石ハく刈倒なり

筋立石　右の潟ゆありて神人
の筋と地名石なり

潛島　若潟の尾先なり
もべく岩ハく大なる潮完
ありてぶるぬる流ゆ号く

子易の濱　子易の海と云
神潟潛潟の辺と云
後撰　いせの海子易の浦　おいらふも
今ハあてかひつゆ数べき　数志貞
伊勢浦　山田潟潟ゆりて
の晩景ようゆ春見
の内内宮外村下村の五ハあり

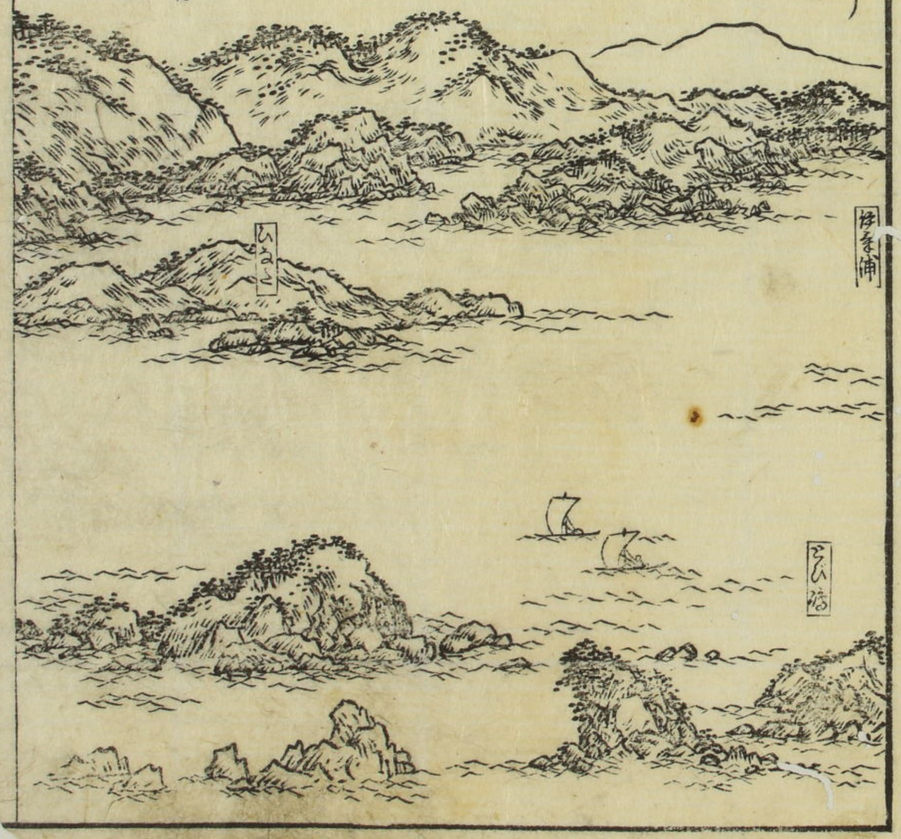

一ゝ中へ流れ入る江を中ゝ
い鯔其外樺くの魚集る
あり是を伊達浦のタデゝ云
く格別漁多く毎年
松ゝ伊達浦風ゝ
なゝ中よりゝ
伊達浦より程
栗原郡の社
御道より命内宮
に程の内ゝ
阿波良谷
是より東へ入江を伊達
浦ゝ云ふ神湾の
七つ
其所に若木の生ぬ岩
是を花岩ゝ云
船まの

神島 こび湾より小東三里
斗り荒海にて船
猟師ゝ
湾中の海宮伊良
ゝ人通ゝて行
陶器を焼けり
深瀬 瀬湾ゝ
小浜 人家八十 船余り大船
森下 小ゝの船のゝ

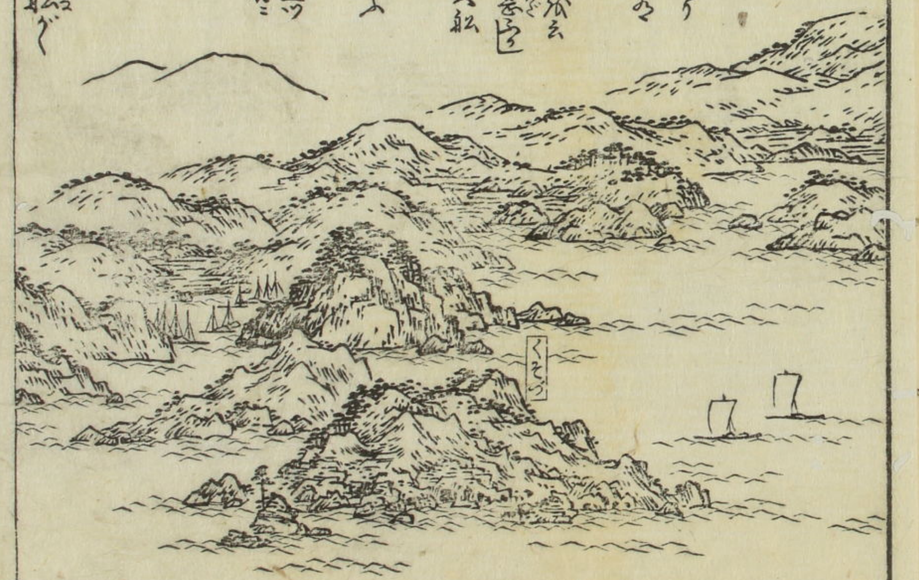

○有瀧を渉 由曽津 湾三ツ
くそづ 宿浦 花園ゝ云
神津佐
右五ヶ所風波

里より西までの間を柳ヶ浦と称す

でら小浦　あまを小浦ともいふ

○牲柄　原浦　相可　宿浦　の両津浦

これ皆蒲磯の辺りにあつて美麗なる

景色にて海ぬいかのこと多くとれる

もの多し　面白き所多くあり　松しま

新浦　い勝るよう考へ心ある人の見を

ぶと称していふべし

日和山　名所のひとつ　こゝより見た松の大樹の其下

を見晴らす　眼下の浦々　海くい　屋中の景色

なほしおく　えるも限りなきに海大なるきはな

ほ　ばつつ　佳景の画中なみ　ぶ

佐図の渡　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ

これ　うれ　ものさわ　たてなべ

の波　ばえ　芸　数　さも　ひとつ　ひとつ

佛石並　たち　弘法九耀曼荼羅石二つあり

又佛ヶ石　海中　そう

鳥羽浦　浦　の　ひとつ　ひとつ　波　たち　漕

一名鶴の浦　ひとつ　小舟　ものみ　ひとつ　帆

ひ磯辺の城　つ　き　て民家の　ひとつ　き　拉大なる

蔓　き　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ

くの名の数を　ひとつ　ひとつ　の大都会なり　ひとつ

桃　あ　く　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ

ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ

斗東小　ひとつ　七里ほど

対　ある　帆の浦の　ほ　波の　ひとつ　ひとつ　ひとつ

ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ

これより陸路　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ

波賀地浜　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ

ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ

酢我島　一名夏見浦　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ

ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ

伊良仰島　ひとつ　ひとつ　小浜海北里

ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ　ひとつ

余里

附録

祭祀の事

○祢衣祭 正月十七日 九月十七日 延喜式云 和妙衣廿四疋 八疋の廣さ一尺五寸 八疋の廣さ一尺五寸 八疋の廣さ一尺五寸

髻絲 頸玉 手玉 足玉の緒 袋襠の緒の絲各十六丈 縫絲六十四條 各長一尺 長刀子一枚 短刀子 錐 針 鉾 鋒各十六枚 著絲 玉串二枚 韓櫃 二合 一合に衣を盛 一合に食物を盛 一合 衣並雜 緒と盛

針 各廿枚 韓櫃一合

○荒妙衣八十疋 一疋十疋の廣さ一尺六寸 一疋十疋の廣さ一尺長さ一尺 刀子

頸玉は玉代続きて頸よりけ懸代ふ

付く大古考人の裝束々々大方は蝦夷のうぞり等よりも似たり緒とよりもを

続ぐ緒ふ〜今ようもつくぬさとふれ玉又ふ〜ふくうどよりもの〜れちろ和妙い緒うて荒妙い

布之帯襠は今のゆびの服のもきうつ

かくのごとくも勅使より献上の荒祭宮さ〜れ玉准〜て減〜和妙い服部氏荒妙

い麻績氏各繋ぎ〜て祭月の朔日より織そ〜め十日さ〜る其後大祢宮に添宮内人名

服部織女八人を率ひて並び明衣を忌け各玉串を挽く御衣の後に陣列大祢宮より入事

祝詞を宣る祝て再拜両段磬退の再拜等祝て退之荒祭も此儀に同じ

先月屋繼内人名其外三具を供進る別宮拝社悉く供ぐ

○月次祭 六月 十二月 内宮より 赤引糸 正十絇 赤綿 大七斤 麻 大十二斤 酒 米十石 米 二石三

外 祈酒甘缶 右国々の祈祷 雑熟瓦器 酒を造る器

外宮の供進いたれる後して大同小異あり十六日より外宮十七日内宮を祭るそのほか

十八日の黄昏以後孫宜諸の内人物忌等紙幸ひく雑の物を陣列して其の射庭

を供し丑の時より物忌紙供して孫宜内人物忌奉と妻と菊舞宮仕へ終ひ射

ハ十六日の平旦より宮中より入命婦女孺など拜礼の式あり五節の舞多る名舞とぞ

奏しなるとぞ

○祈雩祭 九月より外宮十二日 内宮ハ十七日 祈雩とは其年の彩穀を祈祷より供る紙雩祭

とぞ 祈代巻 天照大祈新雩きしめをいこれ之内裏乃新雩會ハ同じ

朝庭よりの幣帛ハ 内宮 綿一疋 両面一疋 深紫絁 濃紫絁 緋絁 中緑

絁 各一疋 白絁一疋 御巻二合より盛る各方二尺 御衣三疋 是ハ孫宜ハ月封戸の調布紙収めそ

調荷 糸絹 百三十疋一疋三又 西宮別宮ハ唐織 別宮ハ一合より唐織 御幣 鰹 海藻 雲魚 頸 塩 油 漁漢 米 酒 など 酒 酒 酒 の幣の絹門 焼の絹の料 糸綿 本綿 麻

右孫宜大内人各朋衣を著く左右より左右の王内院の版位より後の中臣祝詞と申しより祈宮の司

馬次より後の中臣次より後の王内院の版位より後の中臣祝詞と申しより祈宮の司

祝詞紙宣ぶ此余の後ハ月次祭に同じく収め奉る

○右の三祭を三月の祭りより三節の祭りなり

○風日祈 毎年七月内人より風の宮より幣帛を奉りて拍流しの祈りなり

○祈年祭 毎年二月より幣帛を歳の月令呪度ごとく奏上を行なり

朔後五日の日大祈宮司後者と為して外宮内宮より幣帛を献る者のおのおの別宮摂

社より献る勅使祭祈祷宮のあり奉れ不なり

○山口祭 毎年二月より幣帛を山の口に及び本の本と祭る祈因祭宮むりのこれと

祭りて後 鹿猪を操る。鐵人形 弦 弭 十枝 長刀 廿枝 手鉾 柄 一 五色薩衣 各

本綿 麻 此余酒 雲魚 頸 塩 など雑を供ぞ

幣帛使の事

續日本紀巻 孝謙天皇天平寶字元年より伊勢太祈宮より幣帛使を制せらる詔して

今より以後中臣氏を差して使の人と男女を得られと令しより後より例

歳ありてより例幣使といふ幣帛とい幣帛を献る

兵器を以て祈祷を祭る

斎仁天皇廿七年秋八月神宮より命じて兵器を以て祈幣とせんとトせしむ

右之方より弓矢及び横刀と以て諸祈の社より納めらる仍て更より祈地祈戸を定め

時と以て以神宮より祈宝廿一種を納め給ふる天武天皇より始り和銅年延喜の式

に載せ給ひとぞ金玉紙以て造る今の宮造の本殿本紙も同じく金玉

て飾れ足金く古器の造風ハ皆宵えぬと光明とぞ是れ祈の余業を平乃兆

業なりん 仁徳聖帝愛民の御心をもて茅宮ハ居給ひしも粗易ハ御徳

の厚さが少くなり天内裏の造営なるまで毎別の聖徳とて無あり[illegible]
時は[illegible]ぐひ袴をはくことは[illegible]
乃器も大なる丸曲物竹麻殼等を以て造りしりのく

神宝廿一種

金胴多く利二基 高各一尺一寸六分土居径三寸六分 金胴麻笥二合 口径三寸六分底径三寸八分深さ二寸二分麻と
続て入る器と 金胴加世比二枚 長各九寸六分手長六寸八分今俗ニ
俗オゴケ[illegible] カセキ[illegible]て糸を[illegible]
をすべ[illegible]サヒとハ[illegible]の意 三分編の径
[illegible]をかりまるの器かり 右已種円〳〵く銀胴を以て各一ツ宛と造る 捧弓二十四枚 長各七尺
以上八尺以下赤漆ぬり 張り 標の紐[illegible]

又箭七百六十雙 長二尺已寸 鏃 [illegible] 箭 [illegible] 須我流横刀一柄
代[illegible]入る柄ハ蒔[illegible]石玉と等 柄の長六寸 鞘長三尺其鞘金銀の泥を以て[illegible]
[illegible]紙ハ少焼[illegible]石玉と等 [illegible]
[illegible]細[illegible]刀[illegible]
[illegible]入 今一種円物の[illegible]
緒ハ分 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

御装束事

蓋二枚 表濃紫の綾裏縹の綾各表三丈裏ろんよ毬と頂及び角鬚の錦又 紫 扇二
渋紫の紐絡を蓋と縹の紐に條紐一ちゝハ蓋一ちゝハ表裏共に各計 丈
枚 菅笠二枚 菅扇二枚 麟代 絹帳三條 一条ハ長八丈廣六幅 一条ハ長九丈廣二幅 天井上覆 絹帷一
條 長三丈六尺 三寸廣九幅 内敷 麻絹帳二條 長三丈 廣十二幅 帷一條 長七尺三寸廣四幅 麻 代敷細布 裕
帷一條 長二丈八尺廣二幅 絹裕帷一條 長一丈三尺廣二幅 生絹絹被二條 長九尺廣四幅 小
窠錦被一條 裏ハ縹の長九尺廣四幅 絹ハ二十也つゝ 小紋紫被一條 長九尺廣二幅 絹ハ八也 小文縹被一條 長
上ハ 屋形錦被一條 長廣上ハ 小文縹絹一疋 表の料 帛被三條 二條長七丈廣四幅 絹ハ廿
也 一條長九尺廣四幅 五窠錦一條 長七丈廣又幅縹の帯を分て絹ハ廿也 床敷細布裕帷一條 長九尺廣四幅
絹裕一條 長廣上ハ 小文紫衣二領 長三尺五寸白裏を分て 小文紺衣二領 長三尺五寸裏
絹上ハ 也つゝ 帛衣四領 長裏絹上ハ 帛裳四腰 長又尺縹 紫羅裳二腰 上ハ 紫帯
六條 長七尺廣八分 絹比礼八條 長又尺二幅ヒレとは外巾ハ也て領ハ 帛意須比
八條 長二丈又尺廣二幅 ヲスヒハ右の祀ハ日本武尾張の氏 受取の弾ハ酒宴
ハ今云女の二布 湯具 ゆゝの物ハ 紐の付る紙又 ひゝ ゆよりせ 結ふ ふ
考ゝ 細布巾四條 長又 帛巾四條 上ハ

帯九條 長各七尺 ひろさ一寸八分 錦履二両 長九寸 錦襪八両 長九寸 錦履二両 長九寸
帛袜八條 長二尺廣 柳筥一合 方一尺 櫛笥一合 方一尺 櫛笥一合 方一尺
二面 各紐九寸 麻 絹 筥 錦 表 裏 櫛 表 裏 繊 の 巻 繊 巻 白 巻 二合 方一尺 白 巻 二合 方一尺 鏡
加茂阿波帛八條 長三尺 白玉一両三分 白 巻 二合 方一尺 錦枕二枚
長各又寸 廣三寸八分 柳筥 入る 御道敷布二十二端三丈 装束を納る韓櫃八合 以上

同

相殿神二座

左神料 絹嚢一口 長七尺二寸 廣二幅 右神料 絹嚢一口 長七尺二寸 廣二幅 絹帷二條 長六尺三寸廣四幅
巳門帷巳條 閉板門長七尺八寸廣巳幅 蕃垣門長七尺廣四幅 玉垣門長七尺廣三幅 此外 荒祭宮 月夜
見宮二座 瀧原宮 瀧原並宮 伊雑宮 ゝも 敷る 装束大内 の 異 外 田 各と
外宮度會宮の装束も内宮と 之大内小異 爾 式 私代内 敷 ゝ お 塩
又 滅 ゝ ゝ ゝ の 二ツ三ツ ゝ の ゝ 並 ゝ 相殿三座 表 宮 ゝ 敷 ゝ ゝ 塩 宮 ゝ と
ゝ ゝ 献 ゝ 絡 ゝ ゝ 孫 宜 内 人 等 ゝ 絡 ゝ 装束 ハ 内 宮 ゝ 絡 の 朋 衣 五 具 男三女二 布 の
朋衣六十具 男女 外宮朋衣二具 男女 布朋衣六十具 男女 右装束雑の物造り 絡 ハ 布 を
夫 史 史 生 宮 掌 使 部 神祇官の史 史 生 神 部 ト 部 部合十一人 を て 大 神

宮より遷る其擬式いと桃源の移を終へ九月十日日外宮を粧飾し十五日御像を後しまつる内宮の粧飾も日ゝ〜て御像後しハ十六日なり

御船代　これハ御遷宮ゆ御像後しまつるの御興なり

内宮三具外宮ハ日具之色正宮相殿の料之此時和琴一面燈臺ゆ基と用白布和代を造るゆ祭ありて後の具ゝも嚴重ゆ粧飾ゝ

右祭礼の後幣帛裝束等悉〜天ゆより賞〜給へる延喜式ゆこんゆる

荒魂和魂并授衆の事

和魂荒魂ゝハ記ゆのせらる〜中臣の壽詞　現御神止大八島之國所知食頂大倭根之天皇我御前に天神乃壽詞称辞定奉留下略國史ゝ

紐〜此例ゆ御主後ゆまつりまを天ゆる生魂と申人を祭ゆる

今生ゆ魂と云ゆ月〜崩御の跡より祭ゆて紙和魂ゝハ中なり延喜式ゆ清浄

を和魂と紙せ〜ゆ〜ゆ〜ゆ紙て古法の志ゆ紙ゆ名んをもゆ〜物ゆよりて其御紙ゆあ

づり其霊と崇むゆ其恩紙の民ゝを崇ゆ小妨なく又紙後より祭るいそゆ

神ともゆる孫の外い紙ゆ紙ゆきいゝ〜ゆ〜も天照大神を受ゆ神宮い

天ゆの始祖ゆ〜ゆ其余裔ゆ系諸をゆ〜ゆ〜内宮儀式帳ゆい王臣ゆ

諸氏の幣帛を進ゆ〜ゆ〜ゆ其余裔ゆ系諸をゆ〜ゆ〜ゆ幣帛を進ゆ〜ゆ人ゆ流罪ゆ進

勅撰ゆ入りのゝ云ゆかくのゝ紙い式ゆ〜〜〜〜天ゆ〜〜〜〜親王の外いゆ神宮ゆ参ゆる〜〜〜〜

禁制ゆ〜〜〜〜〜〜〜〜勅使の外伊勢ゆ宮ゆ参ゆる〜〜〜〜〜〜〜〜若輩ゆ〜〜

るゆ〜〜〜〜〜〜〜〜

十二人を又一班とし三人づゝ内宮方の武士にして外宮方い班三人班代三人小工廿七人右九人ハ班職一分と園り御造営のゝ代御庭作と云三ケ年の間小工始終稽を為し朋衣白神社の俗をうけ宏厳寺の勅ゆゑ班い班工と云ものゝ中に此株梁を代る若い班代へ されど班代も其術をゝる人物なゝらざれば小工の内右老を株梁とし工術をゝる人勅もゝ御園材の接木 長三式三尺未ハ三尺本の巾又ハ 公命 ハ依て信濃木曽山より伐出し 尾州候の御寄附へ造営料材万石い大坂御城内より流し出り此御用材を宮中へ曳入ゝ又山田の市中ハ技芸と尽し若干の用とゝ成ハ彼焼物ゝ代出し

のゞせ〻也ゝ也ゝ宮地へ引入ゝ故其ゝ外

武日御殿舎のゝ又内宮より外宮ハ先ゝ御遷宮ハ後ゝと御遷宮新後の倫右今ハ如ども爰ハ暫ハ御殿舎外

く外宮ハ先ゝ元より諸祭ハ内宮ハ後ゝ

先ゝて外宮ハ後ゝと御遷宮新後の倫右今ハ如ども爰ハ暫ハ御殿舎外

宮より内宮新なれハ自然の理なるべ〻統ゝ世〻の帝王二宮と祀ら世給ふ故

勅使の宣命一紙を両宮ハ用ひ給ひ一社の名帯と称するも両宮をもべる称はして二十

二社の数ハ両宮と分給ひ皆明光今やもとれハ神徳の優劣と意用ふりの要し

小人の浅識敵ハ調なるべ〻一宮と祀ら世給ふ叡慮遠勅の罪ともつゝ〻

祭主家の事

ゝゝ家浪殿と称を大中臣神祇の大補今ハ後二位なり上右より両神宮の

奏問又宣下の告知と掌ゝ多ひ祠官家の主宰なれハ勅宮と称をゝ伊勢

傳奏神宮ゝ多ハ御代代今ハ神都ゝ祭主度度ゝ多ハ而地あれハ其ゝ

役者ゝ〻ゝ武ハ大宮司家祭主職を勤ゝ給ひ〻〻もゝ〻〻れハ其ゝ

もゝ今ゝ浪家ゝ也上列なり

神宮家のゝ

此家系を擢宮家重代家ハ侍宮家ゝもつゝ侍史家ハ内宮ハ浪中川 外面 世木

佐八沢田 薗田 七姓荒木田姓ゝ外宮方ハ擔垣 松本 久志本 佐々木 川崎 宮後 六

姓度會姓なり芸ゝ遠祖ハ天児屋根命より神系を継ぎ此家ゝより両宮ゝ名

十人ゝ補任せらゝを正員の祢宜と云ひ其餘を擢出ゝと云十人の長と一の祢宜

ゝ長官廳官ゝもつゝ両宮ゝ各一人なり正三位布ハ後二位ゝ進めらゝ二神ゝハ後

三位余ハ正ハ位以下の品あり長官辛 玄 佐 ゝ 遠 ゝ ゝ あれハ二の祢宜長官ゝ勅任ゝ

三ゝり九の庭まで次第ゝ昇階ゝて祢宜一人を加補ゝ又三位ハ又六の座闕る時ハ

ゝゝり上ハ其位ゝて其下右のゝ〻昇階ゝ此職ゝ力を尊ゝ称ゝ多ハ伝ゝ

○右法楽ふ河の武ゝふゝあり宮川を祇ゝ武ハ竹川 竹川 ゝ 両宮ゝもゝ家と等ゝ御政印

ゝて彼祢ゝ多ハ長官家此ゝを掌る左祝右の職ゝもつゝ

叙爵家の事

此家数ゝあり記ゝ〻ゝ神宮家ゝおゝ荒木田彦會二姓ゝれハ正員の祢宜

ゝハ任せに擢祢宜ゝ任ゝ後又位ゝ上ハ位ゝ進む今ハ厳密ゝ代祖考ゝ限ら也

類ゝきゝゝ也ゝ良物忌家ハ芸ゝ任ゝ今十六家ゝあり内宮ゝハ御饌調進ゝ

勅ありて良物忌みとうじて両宮と等うじて両宮とも或文記に物忌心職と

異姓家の事

此家〻繁多なり其姓源平藤橘服部麻績秦村主宮原等之皆祢職なれ

ど茅の二姓と對して異姓とうじて二姓家と雖ども連へ其姓を改むるも多し是

改姓家と云

御巫大内人の事

此家異姓家と云ふ由あり之法文に今い叙爵家と雖ども御遷宮の時心の御柱を納め

奉る事職なり源秘ひそかなるし内宮い右の左公と云ふ内人の職従之或芝書と心の御柱

の用材い宮と内或い市中の棄木を捜し求むとうじて彼が妄況これのみ思いあるべと

又ども中ゆも甚しき虚誇と此御柱のみいつなる状狗の本なるやと云ひ出ふ

るや職役人の外曾て他よりまるのみなく心の御柱の記とうじの旨ども證しうじひ

ど和名抄に盗の訓と巫加牟流女なり魂乎乃太加牟男祝なりと又續日本紀

天平勝宝元年被後十七人流刑せらること又人うじ此等い祢宜なりとて妖言と

法祈禱の料と奪る祢宜と仰事福の数なるべし一説巫も祢祢宜之上古祢職

の一種なりしが其不業妖術ふるべ〻左右名称陸〻職をものなるべし此巫巫

内人と同日の沙汰もあるべ

御菅姫内人のこと

此家内田あり 宮名帳注記云御遷宮の時両宮及別宮の御正祢を納めなる御假櫃

とうじうのを他まる職なり現とうじて其外社来社造替の時又三祭礼ふ刻いら

るる曲物数とも他まり御造営御用材の外別ふ御笹亦本曾ふに従て良材と

あるべし伐出を求むり拵の棄木十本の内一本を御菅田の家へ与る古例ふ

奏の始

元い和庭職首の事始ふ両宮の二姓家名又人々加級の者を奏問〻祢人なれが奏のと違られるの他社ふ異なる眉目とうじるべ〻又伊勢の祢人当

敬宮の御再興を勅なるに奏問あるべ〻又内人職首の

公の始の一となれるとうや御遷宮の後或い臨時御祈禱の賞と〻て加級の宣下ふ

元を無位階と云

御師の事

東海ふ身来の御禱師橿祢宜光親祢ふ

もあり〻拙倉ふ宅あるとこ〻〻が今其他紙多へり又宮ふ祢宜の孫宜の孫祢

く武衛ふ面謁を乞とうじうり今も諸国へ大麻を紙ふに出るるの祢の技を祢ふ

拵るの為今のまく〻る卑劣絶の別ちるく此方ふう祈禱大麻をそめ納むるに

なり〻で候ふ又もたのまにあるまれが勅ふるの内中古までい未宮人寺院ふ止宿せ

ず今関東より来まる人い祢禱如と坊入坊ふとうじ又何ふ来とうじい大陸ふ法ふ文

とうじ元ふるべ〻 官名受位ふ属を国いさる付百官受位皆紀度の勅と世と

御大祓祢職の後まそれ紙勅めぞ祢祭を為ふせうの叡慮なるべいとし祢職の親

捧ぎ奉り祝世の法い其武も慶長三年三月守城中も從馬守の教遣しが元も法法し
なり吉田家より伊勢と日の港より出船
御師る御治力師の畧之師い医師連歌師の師なり認力い宣言なり或い孫宣言
ともいふい教言なり祈祷を演述を教の職なり

守武神主俳諧の事

大永天文のころ内宮薗田長官荒本田なる武神主あり其法までい俳諧武なりなり
とかのるを二人して附合連歌なりいるの教ゆ宮るゆもゆゆ此長官獨吟のゆ
るゆ始めて其武俳諧宗祇へ書通ありしば此ゆも宮下より宮め給へとの函
出ゆしとつ其後貞徳ゆ再貞してるび世々さの教親拒ゆ世人俳
勢俳諧と呼べるい彼ゆるを檢輿せるせ友守武連歌の紀して歌道の巡り
世ゆ流布せる世中百首の狂歌俗語鄙語なりへど毎ゆ世中の宮を嘲愛し
く百神ともるゆ奇なりとやや宮治浦田の某世ゆ旅せしとて此百首ゆ巻と
書寫せり今遺る彼これば延宝八年八月廿八日ゆ巻之内義原長次七十二歳と記
せり彼享保年中捧紗しく画本とるれり又宝暦年中宮治若ゆ田ゆ
彼亜廊を達せり彼ゆるく山田の祠官ゆ変良孫熊治男教紀して実い宮治の郷ゆ
此る彼好なるゆと守武の末裔の人建るなり系ゆ記もるべし

阿漕浦の再考

伊勢両宮の祭礼ゆい干鯛を八御饌とし元を御幣鯛ゆゆ御湯てつぐさ鯛

こもも例ゆしく尾張国智ゆゆ篠島の神ゆ一度ゆ奉献元と祝儀ゆしく
其余い正貞の事三祭の翌三日宿鍋ゆ辛味を其食と採る府い長官より幕二
張を張て紅ゆ一日ゆ元慶ゆとなり鯛い八十八歳の法ゆ不くの海ゆ深あるを九州ゆてもうき鯛とゆふ
ゆなり鯛い八十八歳の法ゆ不くの海ゆ深あるを九州ゆてもうき鯛とゆふ
されども海中番く深拍ゆいあるば国中一二ヶ所に浪りて集る両宮ゆ元海も
多くとゆへども阿漕ゆ浦を以て鯛の會を為ゆとに参数を後くいを友ゆ此に沈網
を禁ぜさるゆ密に漁捕もる者もありて度うさるれがあるゆ元飛せらるゆ者も
其なるゆひもゆゆとは又ゆ此をれて六ゆ此ゆ

あふのもろこがうゆひく鯛のゆびりさなれば人もりぬべし

あふのもろこ元適当の説とゆふべし

伊勢と云国号の事

天平風土記ゆ伊勢津彦の神の国とゆふ奥義抄ゆ川多さ国なれば又十瀬とゆふ一説ゆ十
玲のもりを佐ゆ又十玲とゆふ又神風の伊勢ゆ伊勢風ゆ伊勢と云風ゆ畧ゆるゆ波のいせ彼ゆ
おゆ元とゆ何ゆゆ是なるゆをもゆ又神風伊勢と云風ゆ畧ゆゆの説あり

鰯の事

此魚元出世魚とゆひく祝ひゆ男ゆゆ元い大きくなるゆ波て其名元更む先小なる府
いはゆゆゆ元ゆるゆもゆ大なる元ゆうぎちと云此ゆうぎち此名ゆんゆも解ゆゆ
一説ゆ鰯一名名右ゆもゆて右遣ゆ宮青名右のゆ也云佐日記ゆゆ一の説を元ゆゆさゆ

も鯛なり後世八王〜と云ふ説あり之
日本紀神代天孫降臨の章に海官授紐の章に海鹿の語あるも尚考ふべし他不詳
語にもやあるら尚考ふべし他不詳

因縁の事

神都 此史ある所なる其人沒人の論若かるべし消人と云ふまでなるべし

つい多消なり元神明の怒を宮ゆ

新名所歌合の事

伏見帝の御宇永仁正安の比祭主宣忠朝臣荒木田姓の神人釈門を離れ新名所歌合を撰し和歌八十首撰び給へり別者い茅大納言為世卿西園寺法皇の某が筆なりしとや不渭橋本の里 泉あの浦 岩浪の里 三津の濱 赤瀬の川 道の里 茂波の里 大江の橋 園本の里 園原 九て十ヶ處之内 園本 三津 江辺 赤瀬の

此ケ不い現ゆ志れ〻く余い志れ〻〻 説あるとも宮方なりし此中ゆも園原い詠歌とも

撰出して他なりしに新名所歌合と

三角柏

毎七月廿日両宮風宮より柏流しの神事ゆ其柏の葉い赤忍土貢俗四紀ゆ侯

試るなり其ゆ神事ゆ其柏の葉に色あり 他国ゆも民家国捷絵るの日

例なり内宮御田祭の祝ともる食物と此葉に色あり

祝の食物ゆ其ゆ〻〻ゆ 親集と

つきもなく御叢橋川の叢ゆ

人を見つの〻柏とを云れゆ此ゆ

流なりとあるも此葉ゆ流しに

明伊勢の記に

遂に〻る紀ゆ此古書ゆ

又或説大古ゆ此葉に限り

みく〻其ゆ小葉なり神武紀ゆ葉醤和名抄ゆ葉ゆ御綱柏とあるゆ流

葉なり今ゆ食ゆ

例ケ伊カ

ての説なりゆ

或日

葉三出なるゆ漢名楸

三角柏の事

毎正月両宮宮地の外に此ゆ

其ゆ天王寺の樂に似て

猿樂家の元神社附属の樂人なり

来れなり

る能樂ゆ皆

泥ぜ〻

人を郷の神社の造営或ゆ正月神ゆ

能樂を勤め其流ゆ

能樂家の元神社附属の樂人なり

能樂ゆ皆

能ゆ

能ゆ

能ゆ

祇園に禁忌のものなり

伊勢三度勝田帝王和歌権之進某は若宮川外の住居地名(家号)

とせり今の山田紀溪の郷の産なり勝田が云ふ所の国安穏の志なり

とぞ其外の仏菩薩のうつしなるべし信じがたしされど彼の四きの実なりべし

鉦らくいと古祇園に奏せ〜教楽の選く不絶るものなるべし能き東

山殿の代より奏ら続〜ものなれば別なるの明なれども其原は東遷の祀せる業

曲の数より出るものなるべし

御阪祇園の事

毎正月十の日第後三日山田市中不〜みけものあり古人産土神とつゝ若い産屋拂ひ

なり〜〜其外二ツ合せく獅子阪の聚を作り祭絶まば焼拂ひ〜今も諸々の

去りせり今の御阪とつゝふりのつゝの比ようう獅子阪の数八つ彩ることなど数百年

を経ば里人産土神の祇園と云ふ拂ひ去り

ふく代拂ふ事あり紙焼捨〜は代〜りのみや世祭山徳の比まで後法れば

大祓とつゝふりのありて今絶りは接本とつゝふりのあれば紙色一と芝西接本は其

制者も異に〜〜別種なり古来ようの作ふる所の爆竹なりとつゝ

世御阪は八年祇社 今社 坂の社 大社 茂社 黄社 曲社 諸獅子 世社阪の

阪諸の獅子阪とつゝふりのつゝく世社号は祇祇は是ほど其氏子とつゝふりの世祭は

必絶可〜て狂躍儋云ふ事とされば他郡の人見く怪〜り 世諸獅子 社阪

退遣

山田市中疫病流行時は産形人形大さ三丈三丈も外の辺に拂出焼拂ひ或い流

せり其後とぐ〜具種を送らし疫鬼を送るの法なりせり

疫鬼道は菊霊菊と米とて人形を造り若宮山月祓は是と

別ひ紙色にも又去りまとつゝふりつゝ形代のみい書く世に去りて足等のみを作

〜学べるものなるべし源氏東屋の巻より見〜人の形代なるべ身を去〜去〜

き潔くのみそりのみせん

世世ひ世と薦延の数を以て作り其形名は憑り方云ふ容像の若住と

退世とのおとくとつゝふ西去みも深鬼を退ふものあり 儀とひ年は三度の中

論語義疏は見へず 大阪の鳳の月

石戦 弄つと入

世は甲陽軍鑑よりあり 九世の比小児の戯はせ〜とを法はで遣り作〜ふ〜

京郊は小児のとりて酒肴まで下部の徒ら美り紀条川原は和して漁伍を

多ち様は切未ひて疵をかうむし者多うるまり放石命ふ〜止 山徳の比の

比までは祇郊にも世事これあり小児もひ合とひ〜ふ七月盆の比とへと云

事御諸式は絶せども今甚ふのと去〜ひ正月初の日孝男集り変地ふ〜く

出石樊祇と勇を祝とと世東〜て人家に積重る薪炭い樵拾の数をも盗と

これども罪とせず今は止く其況い選ふ〜ひ人家つとへ〜

石戦に石打ち少を畧して子と渇に畧潤の例なり又畧して厶と云ひる例
これ亦世の金風みやこ孫の法までに人情強勇ふして家の御既祇りの宣旨或い
伝侠の徒衆道の遺恨などてみ傷せるの類衆多なりき或云これ月日の例也
今法皇家の恵を受とし凡て武術の誓文の印戦器くるなるべし大過りのを元とせるる
今又日の用とうざれも其遺風なりしぞ

身寄三方

御恭印み身寄三方とみい是なり宮治みへ十家あり身寄流又會合衆とも云
山田みは北伯家みの三方中又身寄元と云既みは公家へも山田三方とも出せり
いかとも世備ありれ家筋なりうる叙爵家にしく神職と云勢と兼帯と
もとは東武の御身分なに官服と云せりと山田二十に家の数い中古云迷人速名称出
出るの初め閑雇の家称除き尚附勅る家のを死せ家其通りみ宮まぬ同家
勢家とへど世数み減るも民世外み宮治山田ともみ其一郷を家祇とる身寄
月給事とふりのみ其以後のり名を称月給のの
家みは三宮人の説い非之天正永禄の古文書みは三方三ツ判とふ山田と三分み
別ちは配せ一ツ明なりうみ宮文の法山田八日市慢給みて勅進祓真多の様
家と称み正面み大宮司及其次長官神宮家其次三方中其次い三方み
惟ども尚附の勢家七家の様数をうまへ一ツ星人へ三方服と唱へ
之後の事

神郡みは初へ農工商とへ皆皆人家の武門のおへへ食禄を請ろい浪ど
其以後家仲間とふ其一等上み参るとふのみ参ようい皆人といど身縁
とふ之他国へ大麻を祓至み出るりのを代宮出ふを法い云命とて代と唱
配慕服服の事

神郡ようく不縁の者へ死何者ふ小先行ふたせば何某み是今病事ふと
云ひ喪日を結ど墓み送り其帰途み喪服を是へ忌服みう死ハヤガケ
の法事とふい墓みふるまでい後生の状さんど古法を変ひ云給ふ及べうと
病床ふう配とふ附い本藁れとふひく其居不を破都へ本坊の人親族みら
燭燈を受ろ古法ふう着い家法のへ送し友彼ハヤガケ白装み送とふ
提灯松明を持せう家無の婢人ハかるの上み市女笠を是へ又女房送とふの
線衣を是ハ世笠とかうむる其ハ体甚古ハ行ふ藁衣ハ終毒の大礼ふれば古用今ふ
ねせろのなりうん服忌ハ若又夫ハ妻のるみ一妻とふ人日書服寧令の註み服ハ服
なう寧ハ妻なりと死へて五家の端日毎山日み一日の休服を結り休息ふうり
又母死とふハ此休服と等へく我家を是出妻国と是ふう服ハ喪様と
是ふる日数と云今七日若ふ僅又服紀の紀ハ法なう忌ハ色を性へむの是我ハ忌へ家の数へ
神宮の服ハ事親族の軽重とふへ内宮の忌服を要とふ武門ハ主人師匠の
の服ハ養又母の忌服ハ実又母ふう重へと及是を義忌ふふ神都ハ義忌ふふ人
りのふへ皆和元の武門ハ忌御免ふふハ言ふて上ふうハ何某み東ハ忌

中うくるも怪りなく勅むべしこの命令を天下の法令に被て其日数を減じ免さる
べきなり又神祇官肉食の猪鹿甚厳密なりと雖肉食雑菜の出く旦番川氏
が菓選にも其名紙迷うて正月神事に雑肉食雑を著し給へり其大意は三の祝
をして古の昔を掩いむとなり紙幡や心と思いくんるべし武田猪鹿と食としが
肉少くて甚忌猪鹿の類い不忌とこそ云うや言て日数肉の形を見て是苦しきものと
除う魚い猪く菜蔬いまとく煙し猪鹿みかぐ〳〵に茶忌ととしいと緊獵と云
いと世紀に古神祇官の時宮川のよりて魚の肉流を止りしを繕堀見法して獵ら
いしとて其不紙遊給へるの有り今も人の見て獵と物と食し神茶を祥とされい
元より不可云る茶の茶して給へるの蓮蒜の類い食せざる紙へるべし正真の孫冥間
の昇殿せらるる茶の類日数飛して真実真実のものを忌神祇の後生の参
宮にも茶三ケ日の物忌致斎敬身の古法より色詰敬神の要きに多くの古法
すて已来をなぎれが菓子より数肉を免をもつ古法なり忌服猪獵の論い已を
慎しむべきなり言を云て迷ぐうくよ古い紛いしき猪獵を毎年多く人親しが
中古より文保紀永正紀を執ともと
西川氏水云考日日本の人性好清廉素白物悪法濁獵者之数聖者礼儒
凶礼と実に強り本朝外土の闘諍をなんるべし武茶去の菓選よりつ皆花
を泥し紙不紙の時世をうれまう人ど強云が大古必食と不和して長寿なりしが肉
勇菜蔬も生しくく食し本綱の後世蛮国より渡り其茶い多き物と又すう

老い綿と云し余い麻布と見いく見出りとよくも今の世人古風なる
獵人のうち
神壇の内無いく重刑史茅い掛ふ忌因猟も獵人殺りて生人を拷問死刑のう
ちかさず入牢の者より別史の食と調へ親族より送り届又死刑より格上ば公
不より接待の又諸国より来れる間の山浦田坂浦田坂牛谷坂のりの乞物を南山に食
とう人大名家御参宮の多間を給り富有の参宮人も泥して旅との例り
を法まで い絹布を云し其形泥人より世ざれが来宮人見く強しく伊勢乞
食とう伊勢人の妻しもの且り
参して農商家の妻しもの且り
相殿別宮者武内武外社宮の解
御殿の内より問ふ紀又て相反し称しきれい
なり格社い神名帳の日本国中三千一百三十二座伊勢国の二百又十三座とも
を武内の社地と称し其余の武外の末社と称とされど神徳の叡此の限るべう
ど石清水八幡宮祇園如とこの神社武外みして武内い其既に見よりもわれ神
霊とう人ど人の御り過不過のぶぶ〳〵しが格社いるく末社い卑しと勝劣
をやをとしもあるべし武文の内宮の別宮次の格社二十已社外宮別宮次格社
十六社と紀されしい其間みうのなるべし外宮已十末社内宮八十末社のう

國史四紀に見えたる両宮は今の拜殿百二十社に保多中御幸石川大隅守
東武へ訴へ給ひ造営なり　両宮の例とする所の両宮より移補
造営なり　神社の辨不なれども社号神名のまぎれも間あり元より遥拜不
辨度を設けど石樓の古法なれば内宮別宮の遥拜不叶皆石樓なり外宮
懐宮小御門社下御殿の系流みなどよ拜度叶皆中古より漸く来るなり
ていひがしをや外宮の宮地は小きき石樓不くよりて俗に田神と称とは中
もと今は良鏡の南は石神と号く雨抑ひを構へ不あり元大は良鏡は遥む
童女を此所に〳〵樓を繞を例みく搖拂ひ不とふなる小諸人紙ゆて衣
鏡の形を作り被石神は被け初祓とるゆゑ此外の石神は間みは根の
習俗其樓を造る
世俗若むしろ石樓倒しとする老樹を信じて結ゆる現は見えず彼人九の社
は大共陸奥初を離宮の旧跡は旅の巫雅を初るおそれ茂如とべうとぞ
康泰寺の佛の墨い居むべし　或日九の社神霊はよりく社号と設め宮号を賞
病氏治るい怪しむべし　或日九の社神霊はよりく社号と設め宮号を賞
下〳〵殆くれば宮号い社号より多〳〵既は別宮と摂社の叙みは多新は
二十二社の数は伊勢と等〳〵宮社泥ぜり祝古記は宮社の分明なり
ざるも多〳〵とぞ　常　章神主の日宮い御屋之社い屋代なり色は浪と
云い尤もみべし　は宮い宮殿〳〵ひて皇殿至尊の居不社い神明の御合

なり今有栖川の宮伏見の宮と称とる歟〳〵社い神明は限なる古来
宮社の泥ぜり多〳〵勅祭の宮号いるく〳〵神の社い沿革なるべし
或説社をコソとも訓もるゆ古今不解彼再考は雜ぜり神の訓いとべて
霊の尊き物は崇〳〵く拝ろ〳〵き拍をさしてカミとはいふなり

燈の事

両宮の神前は竹明は〳〵燈の神祭は燈墓十二基を設けてゆるあがそと
消を灯は内宮にも神前は燈篝附させど闇〳〵ぬるゆ〳〵設けをくまで
みくそ古風なり
一説云外宮の宮地は常燈灯元は百基斗皆すえ度をもう石明の歟る
夏ひもとべく檜を以て造り彩色餘ぐるの古法なり内宮い歟度御巡〳〵
ゆ〳〵灯常燈の歟を建ら〳〵武い祭屋は炬火のをを用い蠟燭挑灯を用
ざるい古法なり法るは燈中の系宮人樹落るまゆ〳〵灯は田上中之郷町川
後某両宮日参と勧め〳〵法市中の助力を乞く外宮宮地六ケ所は常燈
六基を建り〳〵と始め〳〵絶国より寄附ぜ〳〵之其六基い寛文の法より修補
〳〵て今は存せり
図録宮のゆ
此地元い岩淵町の西家中西某が祖なりと中古常明寺は濱し灯奇堂の歟
は建ると　其前いなる社改なりしや未だ〳〵し神場の東辺は社改三ツなり

宇治橋姫の社　瑩光院の雛天世姫見宝之両神宮方の霊て祭ちざる社既なり

御政印の事

大宮司家と両神宮家に御政印の朝座より[illegible]最後へ[illegible]霊今云金印なり大宮司家の石碑は脊衡二寸内宮は天平又寸外宮は真観又寸外宮は[illegible]

[illegible]両神宮より[illegible]両神宮家及び長官家より此御政印を捕て献ぜらるゝの例なり外宮は御政印の御倉とゝ[illegible]

[illegible]其紋の外は他の拝をゝ[illegible]

抵出る赤土と天忠徳丹み和〜調べるの例とゝ内宮にもこれらの式ありとゝ

[illegible]〜〜[illegible]

長鯛の事

毎六月朝日志召国[illegible]村より両宮へ[illegible]と献ぜるの例あり[illegible]

〜〜今[illegible]延喜式の御厨鯛[illegible]毎正月京武献上の料は長三尺余巾一寸余其余[illegible]

仏法の事

或問日伊勢の神社には僧尼の拝不あり[illegible]宮の忌詞を用ひ僧を[illegible]長尼と女[illegible]長とゝ仏とゝ[illegible]他の神社と異なり[illegible]編寺院を神社と並べ記し[illegible]今

[illegible]仏国の衆多なるゝ神[illegible]

仏をゝ[illegible]雲欲のごゝ〜其余も[illegible]人物多く他神[illegible]

[illegible]〜〜[illegible]裏廛[illegible]天[illegible]仏法の[illegible]

[illegible]元年の不[illegible]我[illegible]

[illegible]帝は両宮より法楽舎を建[illegible]

[illegible]〜〜ますの[illegible]

[illegible]二十二社の奉幣を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

我朝の梁武帝なりと御り給へる帝は道徳ゑるのあり給ふ花山帝は一婦人の死別を
忍び法衣をしぼり給ふの勅保元平治の乱より始て王道衰へまと栗
山氏が涙を流して保元大記を書しころ卓論なれ我朝の佛家は廃亡るの建
立ありて聖武帝の再興なれが源源して流まうと佛家ありふ云佛ゑは王ゑんや
実にたうり空海東澄を大師号基を菩薩ゑる弘法傳教は唐の
労其徳もたるし今公威ゑ依く称号の大師と仰るの勅は漸く百年を経て
徳のあらはれうれとふあや紀基は佛師ゑして寺塔建立を架るの工人と菩薩へ
しして僧教弘法ようゑるしゑい拙がつくは是等ゑる佛道は王道を離きて立が
ゑ況謂なりえよう我朝古今流布せる佛法とふりのは釈迦の教ゑの佛法とは別
種異白のもの今や諸國の寺僧ゑ仏ゑ法ゑ格式の紀法を矣ひ出寺は行の宮院下行の御
廟百寺外の祭祥と傳ゑ公家の標紀みつめしく地ゑは隠せは無人もの古佛の
ゑるきは云はど貪ゑの荘厳絶入群の強ちを日々く驚紀ゑるゑ外ゑは錦繡をま
とは酒肉ゑ肥を喜くしく美を喜ゑる僧と仰げゑ釈ゑる羅漢今世ゑ者へば
蟲と以れちぐきし給ふんゑしど実の佛法を紀ゑぐを食既飛の境界は皆餓死をば
祇佛の混雑しゑれは其大原ゑる厳魚みゑるしいん下の者思を厭は踏んとする
も及ぶくしば
武曰弘法傳教は我朝来家威を幸とせば加紀紀禅と要と既飛を食は仮ふも云ば
両邪ゑ今紀を仰て祇佛と混ぐ制の佛法と発せうまうゑ百年を経宗西

入宋して禅宗紀佛へうれを弘む当時の人是実の佛法と仰仮倡仰をゑせう
給るゑ源空其一義と工夫して英の浙を紀る継て弟子の親鸞は其英をも宗し
て忍もたうれは変化をゑと実ゑ日蓮紀ゑるして変と真をたゑは真英法は
是ゑる隷書篆書をもくもうぐゑ其理はんゑるれは世人ゑる西ゑ向へゑ東紀
顧る者はゑは人情面のゑ異なれは其消るりのを拾は採むと網を張して日
蓮ゑ我は凡ゑうゑば弘法傳教は業のゑるみ外ゑ浴るの労あり源空親鸞は居ゑゑ
後世の人情を察して法を捨ゑとゑふゑ風潭ゑ華厳と真さんゑせゑ
智は道ゑ名れゑも浙世の人情察せゑ紀ゑ地は三僧みは及ばは古ゑ本朝の
佛法とふりのは若王孔別の愛を勧め給ふ奉曲の勅なれは縣仆をれは小量の
ゑりゑみ益ゑ

法橋鄰関月筆

東海道名所圖會 前後十二冊

法橋鄰関月筆

須磨明石名所圖會 全六冊

此書は摂勝参宮名所圖會の六巻つゞいて関月が
浦川公の宿躍神社佛閣名所の微景をあらはしたる
美しき圖會にして六巻と都合十二巻を東海道の全篇
とし関より後會上の副書として並後を著すこと

此書は播州一國の圖會と雖とて其実摂國雑話よりの宿
道交乃海陸の路紀附紀神佛の名所名所名所
をそ宝暦紀紀一名宝の圖會と著播州明見細名の
後と加之雅客往歴の紀行を並び以衍を免む

伊勢名所圖會の一冊

[illegible]

閑みちうむ所のをもまて老蘆の見出く尚こは
やすきる名をはんよりてきるきぬるものはあ
ぬ所のいく事をいとはたいこらひ見もまわまと
ちのこひ伊さの海よりの名事をるあめくをてふこと
ひうつしぬそ社字ことのはまをして再ひ
濃おきて行わ〳〵くいたのこをく都こをやして
かくそなわる歳さるふいよ和歌佐れから弘
をもさくひまつころひしを画ふこをひなま
けちえ和を書して書要のおのをはのあ邦
ちしとはゆつねひ又ひうのふれのいが松ふ
よういろ既よ園つこの園會をうるひろくもて
こころのしぬる生ちの前事のりちよたこへて

事百こうしの淀まてと行ちちやをきこ子
そころをしこ〳〵しまされと事のこはらあこぬ
すちの事なきなきひとりをやるのまやひを孤
ようしのちちの社よひれ天むしあふを
はおこのをまやをぬをかの高音のいを重
物こうこてあわぬるゆ遠ちは人を事れ
ねの社又そのひ事んふ御して遠のついて兄
きこ事きんとする事こしめ代事の変やひ
のこんをのこ物ををしほくはかまるすち
もすしふものはふくよな要て行る木の
こうの思ふたひとこころ事をいこうせち
これをしまねこうもまるすこ海事しまは

しなやいにしへ書川はいとも弱きものなれど
こゝちを慰めあはせきもへ家
寛政九年閏七月
なゝもの海驢識
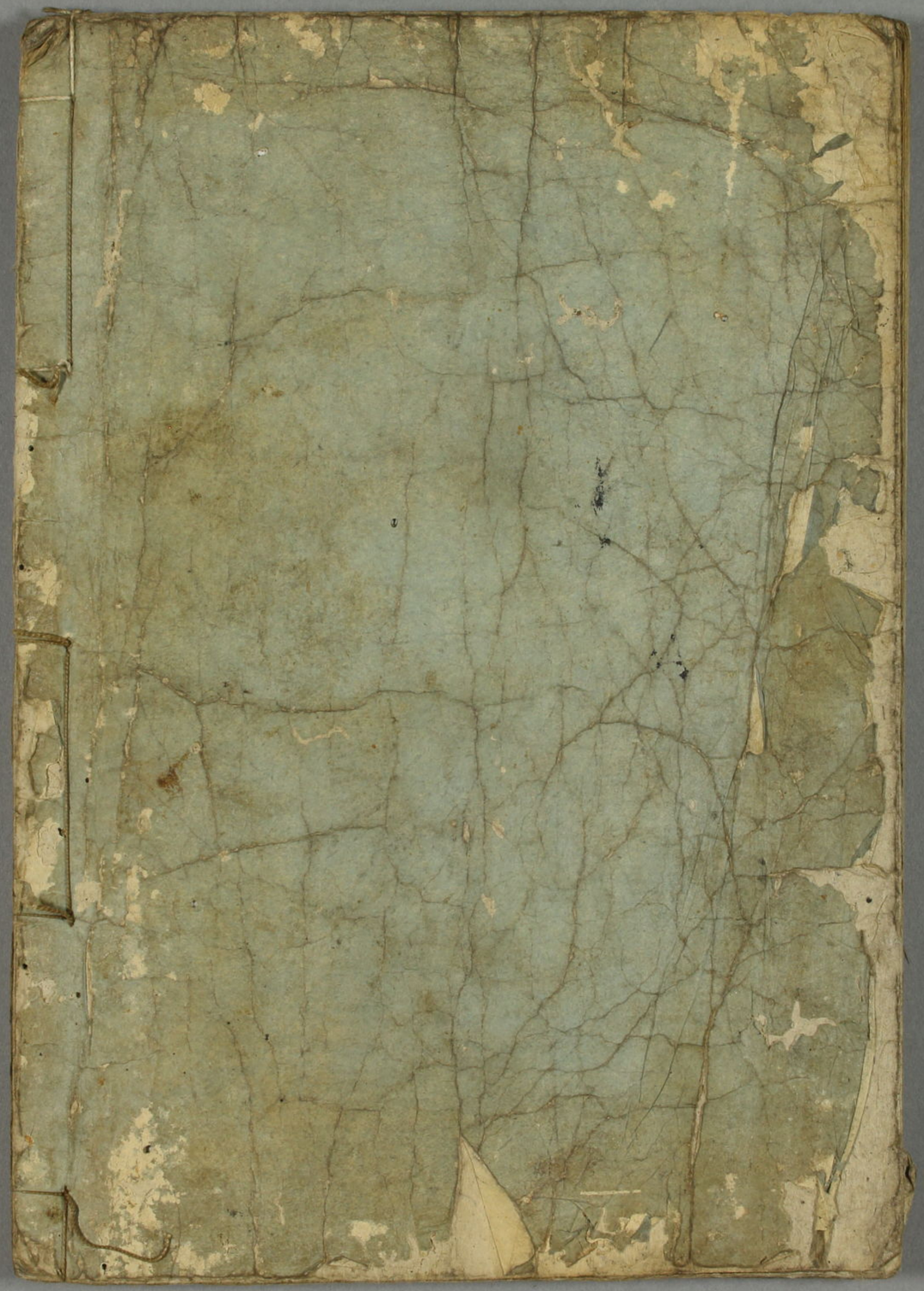
寛政九年丁巳五月
京都書林
大坂書林
菱屋孫兵衛
吉文字屋市左衛門
柏原屋與左衛門
柏原屋嘉兵衛
塩屋　平助
勝尾屋六兵衛
塩屋　忠兵衛